

東浦町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）のために必要な体制を整備するため、医療機関に対して予算の範囲内において交付する東浦町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に所在する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」別紙）4（1）A⑥に規定する新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。）とする。

(補助対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる期間は、次のとおりとする。

- (1) 令和5年5月1日から同年7月2日まで
- (2) 令和5年7月3日から同年9月3日まで
- (3) 令和5年9月4日から同年11月5日まで
- (4) 令和5年11月6日から同年12月31日まで
- (5) 令和6年1月1日から同年3月3日まで

(交付要件)

第4条 補助金の交付の要件は、前条各号に掲げる期間のそれぞれの期間中に1週間当たり100回以上のワクチン接種を4週間以上行った場合（それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意している場合に限る。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1週間当たり100回以上のワクチン接種を行った週における接種回数に2,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1）を、町長が定める日までに町長に提出するものとする。

2 規則第12条の規定による実績報告は、前項に定める書類の提出をもって代えるものとする。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査

し、交付の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付の決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。

(受給権の譲渡及び担保の禁止)

第8条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

東 浦 町 長

住 所 _____
開 設 者 名 _____
(法人にあつては、名称
及び代表者の職氏名)

東浦町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金交付申請書兼請求書

このことについて、下記により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請（請求）額 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書
- 3 添付書類
その他町長が必要と認める書類

医療機関名称	
医療機関住所	
医療機関コード	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	